

## 託送供給約款の変更届出等について

平成24年6月20日  
北陸電力株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に本年7月1日を実施日とする託送供給約款の変更の届出および託送供給特例承認の申請をいたしましたので、お知らせいたします。

当社は、電気事業法の改正および再生可能エネルギー固定価格買取制度の実施に伴い、本日、経済産業大臣に本年7月1日を実施日とする託送供給約款の変更の届出および託送供給特例承認の申請をいたしました。

主な変更および申請内容は以下のとおりです。

### 1. 託送供給約款の変更届出

#### (1) 特定電気事業者<sup>\*1</sup>の託送供給約款の設定

・特定電気事業者が、託送制度を利用し域外からの電気の調達を可能とする電気事業法の改正を受け、新たに特定電気事業者用の託送供給約款を設定し、事業者別に再編しました。

< 現 行 > 託送供給約款

< 変更後 > 託送供給約款 [ 一般電気事業・特定規模電気事業者<sup>\*2</sup> ]  
託送供給約款 [ 特定電気事業者用 ]

#### (2) 負荷変動対応電力料金<sup>\*3</sup>の変更

・接続供給にあたり、当社が特定規模電気事業者等の不足電力の補給にあてる負荷変動対応電力料金のうち、変動範囲超過電力<sup>\*4</sup>の夜間料金を以下のとおり、引き下げます。

< 負荷変動対応電力料金 (インバランス料金) >

( 税込み )

	区 分	現 行	変更後
変動範囲内電力 (3%以内)		9円42銭	同左
変動範囲超過電力 (3%超過)	夏季昼間	36円71銭	同左
	その他季昼間	28円54銭	
	夜間	25円03銭	

夜間：平日（土曜日含む）の午後10時から午前8時までの時間および日曜、  
休祭日、年末年始、GWの終日。

### (3) 発電場所および需要場所の特別措置

- ・特例設備<sup>\*5</sup>（急速充電設備等または認定発電設備等）が設置される区域等については、1発電場所または1需要場所とみなし、同一敷地内でも別引込による複数契約が可能となります。

## 2. 託送供給特例承認の申請

### (1) 「低圧受電についての特別措置」の申請

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度実施に伴い、特定規模電気事業者等が低圧電源からの買取が可能となることから、低圧電源についての託送供給条件を新たに規定し、託送供給特例承認を申請しました。

### (2) 現行申請内容の変更

- ・託送供給約款の変更(上記1.(1))に伴い、現在申請している複数の託送供給特例承認の一部について、特定電気事業者も対象となるよう変更し再申請しました。

#### \*1 「特定電気事業」：

- ・特定の供給地点（限定された区域）における需要に応じ、自らの送配電設備を用いて電気を供給する事業

#### \*2 「特定規模電気事業」：

- ・特定規模需要（特別高圧または高圧で受電し、使用規模が原則50kW以上の需要）に対し、一般電気事業者のネットワークを利用し電気を供給する事業者

#### \*3 「負荷変動対応電力料金」：

- ・接続供給に際し、30分間における特定規模電気事業者等の実需要量に対し、実発電量が下回った場合に生じる不足電力の補給に係る料金

#### \*4 「変動範囲超過電力」：

- ・負荷変動対応電力料金のうち、契約電力の3%を超える不足電力の補給に係る料金

#### \*5 「特例設備」：

急速充電設備等

電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備など

認定発電設備等（太陽光、風力など、再生可能エネルギーの発電設備）

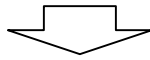
認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備など

以上

# 託送供給約款の変更届出の概要

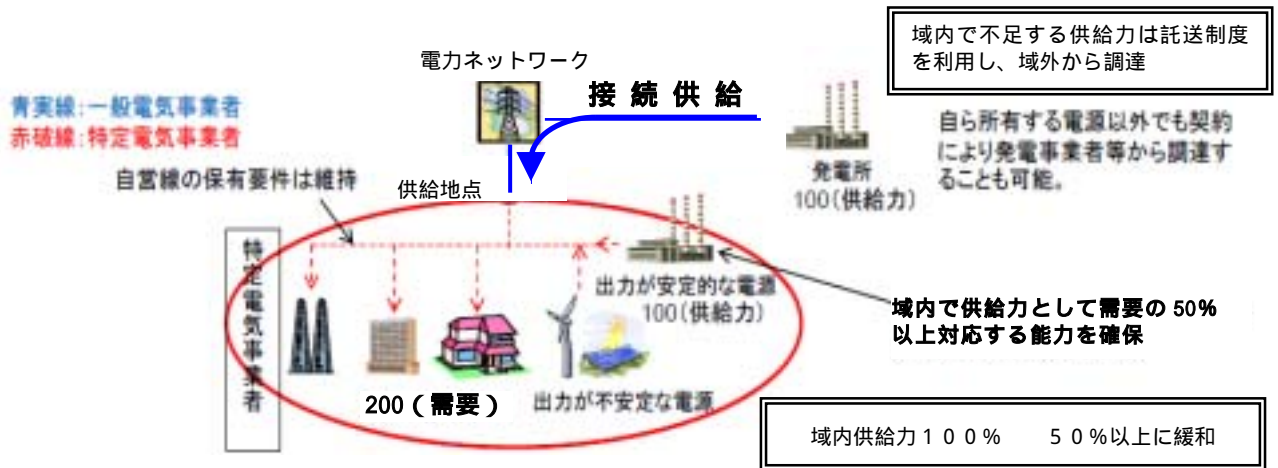
## 1. 特定電気事業用の託送供給約款の設定

- ・ 特定電気事業者がその供給域内の電力需要に対して保有すべき供給力（電源）の要件が、現行100% から 50%以上に緩和。
- ・ これを受け、特定電気事業者が託送供給の制度を利用して域外からも電気を調達することを可能とするよう、一般電気事業者に対し、特定電気事業者への託送供給を義務化する改正電事法が公布された。



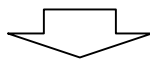
「特定電気事業用」の託送供給約款を新たに設定しました。  
(料金その他の供給条件は、現行の託送供給約款と同様)

### 制度変更後の特定電気事業のイメージ

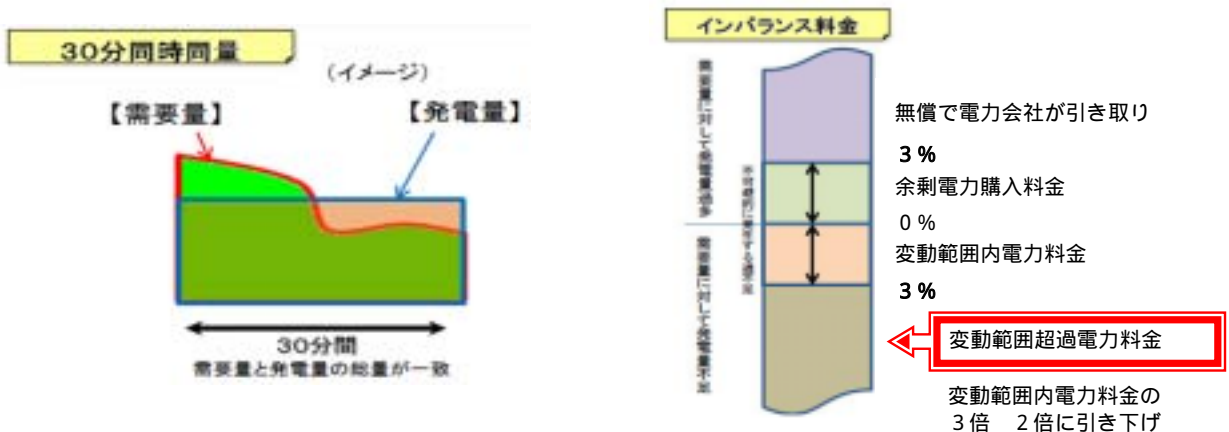


## 2. 負荷変動対応電力料金（インバランス料金）の変更

- ・ 自家発電の発電市場への参入を促進する観点から、当分の間、夜間の変動範囲超過電力料金を変動範囲内電力料金の2倍（現行は3倍）に引き下げることが政府のエネルギー・環境会議において決定され、これを受け、一般電気事業託送供給約款料金算定規則が改正された。



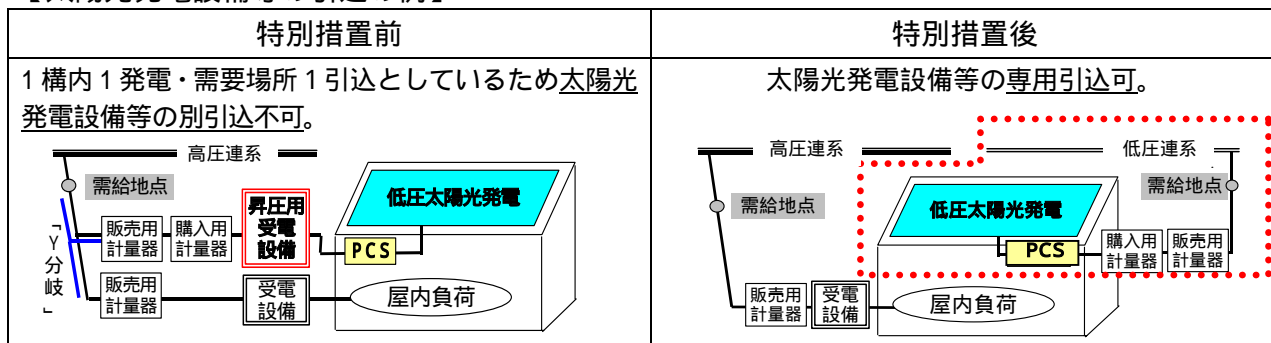
負荷変動対応電力料金の変動範囲超過電力（夜間）を25円03銭から16円68銭に引き下げ。



### 3. 発電場所および需要場所についての特別措置

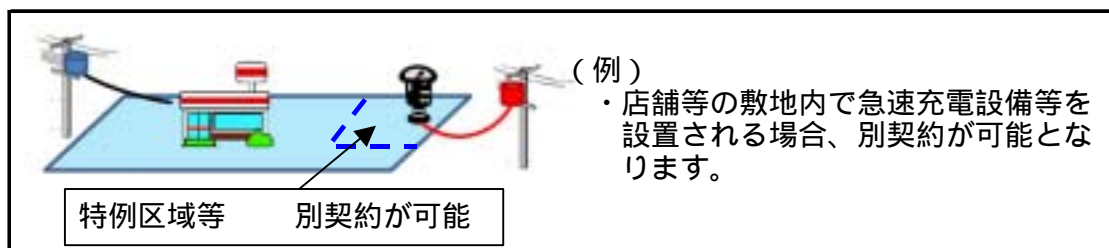
- ・ 特例設備(急速充電設備等または認定発電設備等)が設置される区域等については、1 発電場所または1 需要場所とみなし、同一敷地内でも別引込による複数契約が可能となります。

#### 【太陽光発電設備等の引込の例】



PCS…直流/交流(または交流/交流)電力変換機器と制御・保護装置をユニット化(一体化)したもの

#### 【急速充電設備の例】



以上